

平成 17 年度 第 4 回米子市行政改革推進委員会 議事概要

1 日時 平成 18 年 1 月 31 日(火)午後 2 時～午後 4 時 30 分

2 場所 米子市役所 401 会議室(4 階)

3 出席者

委員(五十音順)

赤井委員、足立委員、岩坂委員、大下委員、黒田委員、後藤委員、斎木委員(副委員長)、杉谷委員、住田委員、田中委員、田村委員(委員長)、中村委員、森田委員、山本委員、米澤委員

行政改革推進本部・幹事会等

入澤収入役、足立教育長、矢倉企画部長、佐藤人権政策部長、黒須市民環境部長、鷺見福祉保健部長、植田経済部長、小村下水道部長、本田淀江支所長、櫻田建築課長、安田収税課長、皆尾環境政策課長、足立業務課長、廣戸振興課長、加藤水道局総務課長、亀井職員課長、勝水財政課長、妹澤企画課長、山本市民参画課長
事務局 前谷行政改革推進室長、宇田室長補佐、齊下主幹、永瀬主任

4 傍聴者 4 名

5 会議の次第

(1)開会

(2)委員長挨拶

(3)報告

第 3 回委員会の概要等について

(資料 4 - 1、資料 4 - 1 - ア、資料 4 - 1 - イ、資料 4 - 1 - ウ、資料 4 - 1 - エ)

(4)議事

議事 1 米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

(資料 4 - 2、資料 4 - 2 - ア、資料 4 - 2 - イ、資料 4 - 2 - ウ、資料 4 - 3)

議事 2 その他

特になし

(5)その他

次回日程連絡

(6)閉会

6 議事の流れ

1 第 3 回委員会の概要等について

資料 4 - 1 - アについて、前回の委員の意見に対する見解について、市民参画の根幹に触れる問題として不適切な内容があるとの意見があり、その部分については修正することとしたほか、資料 4 - 1 - ア～ウの人件費の資料にもとづく質疑、資料 4 - 1 - エによる補助金に関する質疑があった。

2 米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

前回資料からの訂正を確認した後、資料 4 - 2 - イをもとに、1 ページ目から順に項目 8 までの質疑を行った。

7 議事の概要

(注 委員長による議事進行上の発言者の指名等は省略しました。また、各委員の発言や答弁の内容は要約して掲載しており、語尾のいいまわしも変更しています。)

報告

議事に先立ち、前回委員会の議事の概要や指摘された事項に対する市の考え方及び請求された資料について、資料4-1、資料4-1-ア、資料4-1-イ、資料4-1-ウ、資料4-1-エを提出し、質問を受けた。

資料4-1 第3回米子市行政改革推進委員会における主な質疑・意見と検討事項の調整結果

資料4-1-ア 総務省モデル職員数との比較表

資料4-1-イ 類似団体職員数との比較表

資料4-1-ウ 1万人当たり職員数比較表

資料4-1-エ 法令外負担金補助金

資料4-1について

山本委員 5ページに掲げられた見解は、市民参画の根幹に触れるような内容ではないか。

課題設定、立案、政策決定、実施、政策評価という政策の過程を考えると、市役所は、策定からやっているが、策定の前に市民の声を集めたほうがいいのではないかというのが私の意見である。

この回答では、百人委員会なども、あたかも否定されているような印象を受ける。

間接民主主義ということを別に私は否定しているわけではない。

議会があるからそういうような場を設ける必要はないではないかというような捉え方がしてあるのは疑問に思う。

それから、「有識者不在の委員会においては、場合によっては、結論が二転三転する可能性」ということを書いてあるが、それなら公募委員が入ることは、かえって阻害することになるのか。

むしろ、いろんな意見をたたかわせる。その中でお互いに、それぞれの違いをはっきり認識する。あるいは、そこで討論して、だんだんいい結論にもっていく。

これは、時間はかかるかもしれないが、これが一番大事なことではないかと思う。こういったことを、二転三転するということでこれを否定されている。有識者だけでいいんだというわけではないが、そういう捉えかたがしてある。その点について疑問に思っている。

それから、パブリックコメントのシステム化という横文字が書いてあるが、なるべく、横文字はやめていただきたい。

要するに市民の意見を個別の課題ごとに出していただきそれを整理していくというようなことを要綱できちんと書くのがいいのではないか。

パブリックコメントの制度化、システム化では、よく分からない。

宇田行政改革推進室長補佐 従来は、【調整結果】として掲載してきたが、今回、十分な調整ができないところがあり、また、委員の意見に対して何も回答しないのも失礼だと思い、事務局レベルの意見を【見解】として掲載した。

前回の議論の流れで、誰でも参加できる自由な討論の場ということであったと思うが、

それと行政とのかかわり方が十分に理解できず、議会との関係などがどのようになるのか、悩みながら、このような書き方になった。

いろいろな意見を聞くことは大切と考えており、市民の意見をないがしろにするということではない。

また、委員についても、市民からの公募委員を拡大させる方針であり、公募委員を否定する趣旨ではない。

意見をいただいたので、再度、調整して、最終的な調整結果を出したい。

前谷行政改革推進室長 パブリックコメントについては、もともとの概念や考え方が外国から入ってきたものについては、カタカナを使っているということがある。これに変わる適当なわかりやすい日本語があればかえていきたい。

また、制度化というのは、他都市では制度化していて、米子市でも検討していこうということです。

山本委員 市民参画推進方針や行革大綱に理念がうたってあるので、その路線からはずれた見解が出ると、全体が疑わしくなるので、充分に考えて見解を出していただきたい。

宇田行政改革推進室長補佐 それでは、ただいまのところについては、次回の委員会で、訂正します。

田村委員長 調整が難しいものもあると思うが、そのことは言っていたき、大綱との整合性について考えて、見解を出していただければと思う。

資料4 - 1 - ア、資料4 - 1 - イ、資料4 - 1 - ウについて

米澤委員 資料4 - 1 - ウで、鳥取市との比較だが、職員数の中で教育関係の職員数が、鳥取市は極端に少ない。これは、何か特殊な事情があるのか。

自治体は、数字の比較だけで満足されることが多いが、私たちが要求するのは、自治体の職員が他の自治体と比較してどのようによく働いているかということ。このことを数値によって示すことは、研究すれば可能だと思う。そういった数値に加工していただくことを研究して、公表していただきたい。

かつて日本経済新聞に、地方自治体の働きぶりということで、14項目にわたっての指数の比較が出ており、非常に記憶に残っている。そういったことを職員数の人口比較以外に給与水準に対して人口がどれくらいあるとか、いろんな見方があると思うので、職員の働きぶりについて焦点をあてて資料を作っていただきたい。

宇田行政改革推進室長補佐 鳥取市の教育の職員数が米子市より低いということですが、鳥取市の場合は給食調理員について、給食会といったものをつくっており、職員数から除外されていると聞いている。

亀井職員課長 それから各学校について鳥取市と比較した場合、米子市の場合は、各小学校に学校主事をおいているので、その差がここに現れているのではないかと思う。

住田委員 資料4 - 1 - アについて、出向派遣、臨時職員を除くということで、職員数をのせているが、現在、米子市の臨時職員は何人か。

亀井職員課長 臨時職員には、常勤と非常勤があるが、全体で500人近くになる。

住田委員 職員数の類似団体の比較を見ると、米子市は、ほとんど類似団体よりマイナスだが、これを臨時職員まで含めて比較するとどうなるか。

亀井職員課長 他都市の臨時職員の把握はしておらず、臨時職員を含めた比較はしていない。ここで類似団体というのは、人口規模と産業構造の分類になっており、人口が13万人から18万人で、第2次産業第3次産業の就業人口の割合が85%から90%のグループが一つのグループとなっている。その中で一般行政職を比較すると、他都市より百人程度少ないという実態になっている。臨時職員を含めた数値はもっていない。

住田委員 行政改革として、臨時職員の扱いについて、きちんとした考え方をもってやっていただきたい。臨時職員を雇うことが悪いといっているわけではなく、他都市と比較して、正規職員数がこれだけでは足りないということなら当然臨時職員を採用していると思うが、きちんとした基準を設けて効率的に採用していただきたい。

亀井職員課長 臨時職員を含めて比較する視点も大切だと思っている。ただ正職員については条例定数があるので、その範囲の中でしか雇用できないという部分がある。業務量のほうは地方分権に伴う権限委譲で拡大しても職員数の確保はできないため、専門職の部分、指導員や相談員を非常勤職員でお願いしている。なお、一部事務補助的な非常勤職員や臨時職員は事務の見直しにより、極力減らしていきたい。

田中委員 市の職員のパフォーマンスを示す資料としてはいい資料だと思うが、13万人から18万人の都市は、ほかにもあるのではないか。

また、民間企業では、給与総額で比較するケースが多い。

従って、市民1万人あたりの職員数ではなく、総人件費が、市民1万人あたりいくらかといった比較がほしい。民間企業でも、正職員とパートをあわせた頭数は同じでも、総人件費が全く違うというケースが多い。

亀井職員課長 類似団体は、人口規模と産業構造で類型化されている。農村地帯ではなくある程度サービス産業が多い都市の類型に米子市が入っており、そのため、7都市や8都市での比較になる。

田中委員 産業構造を除外して人口だけで見れば、ほかにも同様の人口規模の市は多い。この表だけを見ていると類似団体にすごく恣意性があるのではないと思われる人がいるかもしれない。そのところをオープンにすべきだ。

亀井職員課長 資料に類似団体の定義を書くべきだったと反省している。

資料4 - 1 - エについて

後藤委員 支出額のほうが、14年度から16年度まで出されているが、これを予算段階の一覧として、同じように出せないか。

勝水財政課長 予算がないと支出できないので、基本的には、ほぼ同額と考えている。

住田委員 公衆浴場確保対策補助金とは、どのような内容か。

前谷行政改革推進室長 銭湯に対する補助金と思うが、あとで、調べて回答する。

中村委員 納税貯蓄組合連合会や納税貯蓄組合の補助金について、実際に補助金を支出して効果があがっているかどうかの検証は毎年行われているか。

前谷行政改革推進室長 具体的に詳しい数字はもっていないが、例えば納付率を比較すると、米子市では納税貯蓄組合はほとんど解散されたが、一部組織の残っているところのほうが納付率が高い状況である。

中村委員 どれくらいの組合数があるのか。

前谷行政改革推進室長 組織数については、休憩時間中に調べて回答する。

以下、6ページの議事1までの間の質疑・答弁の内容は、実際には議事1の途中の休憩後の再開の際に時間をとって、この件について質疑と回答をしたものです。

安田収税課長 平成17年5月1日現在の数字で、組合数107、世帯数3715世帯、組合員数が5238人です。納税組合に徴収をお願いしている額が9億8百万円。納付率が99.08%となっている。一方、市税全体では、調定額が194億4千万円ほどになっており、これに対する16年度末の徴収率は、90.50%となっている。

従って、税額としては20分の1くらいだが、およそ、99.08%という高い納付率であり、納税組合は、市税の納付率の向上に貢献していると考えている。

中村委員 100%でないのはどういうことか。

安田収税課長 やはり、納税組合に加入していても、それぞれの方について事情があり、なかなか100%の徴収率にはなっていない。また、平成13年度に改正したが、100%、99%といった徴収率の結果によって補助金の額を決めるという方法も廃止されており、なかなか100%には現時点でなっていない。

田中委員 99%ということだが、民間企業経営陣がどう考えるかというのと、納税組合は9億円で99%。一般の場合が90%で、徴収率が10%ほど改善されている。9億円に対しての10%で9千万円がこの制度によって多く入っている。

これをだいたい金利3%で借りると270万円です。納税組合をなくして徴収率が10%落ちて、その分、銀行で借りたほうが、安くてすむ。こういう発想をしてほしいと思う。

結論としては、組合があつてよかったということだが、別な見方もできるということ意見を意見として申し上げる。

赤井委員 私も25年くらい納税組合長をやっているが、納税組合の必要性を痛感しており、徴収率100%を続けてきた。

今でも、手配り手集めをしているが、行政のほうの指導は口座振替をなささいということ。

中には、独居老人の方などもおられて、近くの農協や郵便局にも行かれないという人もいます。

しかも今、地域が非常にすさんでいるので、人と人のつながりが少ない。こういう状況の中で、本来ならお金をとりに来られるのはつらいわけだが、お金を準備して待っておられる。話し相手みたいな形で。

そこで、今後も、口座振替を指導せよということなのか。私のようにこだわって、手配り手集めで、労力もいるが、もう一方で、想いをもって、こだわってやっている、それを

やめて、口座振替を指導しろといわれるのか、それとも継続してやってもいいということか、お聞きしたい。

安田収税課長 現在、米子市では市税の納付について、口座振替の推進を行っている。しかし、それぞれの地域によって、これまでの経緯、背景が異なっているので、それを全部、口座振替にしてくださいと申し上げるつもりはない。

従って、現在でもさまざまな形態で納税組合を維持運営しておられるので、これをそのまま継続していただいてもよろしいのではないかと想う。

田村委員長 はじめに中村委員の質問されたように、補助金をどういう目的で支出を続けるのかということ、それから効果をどう判断されているのかというまとめ、総括が必要であり、それを市民の皆さんに分かるような形にしてほしいというのが、委員の皆さんの意見として共通するところかと思うので、よろしくお願ひしたい。

宇田行政改革推進室長補佐 さきほど質問のあった、公衆浴場の補助金については、目的は、地域住民の公衆衛生を確保するというところで、4事業所に対して年額56万円を経営安定ということで補助している。このうち、県のほうからも一部負担が50%程度あるということです。

議事 1 米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

米子市行政改革大綱実施計画(案)について、前回の委員会では人件費を中心にした質疑が行われたが、その後の資料の修正を確認した後、資料4-2-イを中心に質疑を受けた。はじめに、全体を通じた質問を受け、その後、1ページ目から項目順に質疑を受けた。

資料4-2 米子市行財政改革大綱・実施計画案の一部変更及び項目の追加について
資料4-2-ア 実施計画追加項目(案)

・・資料4-2の付属資料です。

資料4-2-イ 米子市行財政改革大綱・実施計画案(18年1月24日現在)

・・資料4-2、4-2-アを反映させた実施計画です。

資料4-2-ウ 米子市行財政改革・実施計画 実施項目一覧

・・資料4-2-イによる項目の一覧です。

資料4-3 米子市行財政改革大綱・実施計画案の一部修正の追加

・・1月24日以降委員会までに、あらたに修正が必要となった部分です。

実施計画全体について

山本委員 第1回委員会に杉谷委員からも質問がありましたが、実施計画に目標数値が出ていない。

中期財政見通しでいくと5年間で45億円の不足。新聞では、11億円削減とか記事にも出ている。

要するに5年間45億円の大きな目標が掲げられているが、実施計画の中には工程表はあるが、それで、どういう数字になるのか。

第一回委員会で杉谷委員から質問があったときに、それぞれにかかわる審議会があるので数字はだせないという返事だったが、こういう数字は出せる範囲はださないとはいけない。

目標がなければ、ただ、やります、やりますというものをあげているだけにすぎなくな

る。実施計画でなく実施構想と言われたが、まさにそのとおりではないかと思う。

もう一点、市長は12月議会に同じような質問が出て、実施計画には財政効果額の目標数値を設定すると言っている。これもあわせて回答をお願いする。

前谷行政改革推進室長 数値目標は、現在、策定作業中です。次回委員会には間に合わせる。

田中委員 実施計画の執行をチェックして監督する機関は、特別に設けられるのか。既存の組織でされるのか。また数字を決めて達成できなかった場合、誰が責任をとられるのか。

前谷行政改革推進室長 行財政改革大綱の実施計画に出した数値目標のチェックについては、行政改革推進室が進行管理して、この委員会に報告する。

米澤委員 市債について聞きたい。一般会計と特別会計をあわせた、市全体の借金はどれくらいあるか。そのうち市民の税金で返済しなければならない、いわゆる一般会計になると思うが、その借金はいくらか。平成16年度末の実績で教えてほしい。

それから、財政調整基金残高が減少しているということだが、平成16年度の決算でどうなったのか。並びに平成17年度末の見込みでどのくらいになるのか教えていただきたい。

また、財政調整基金の積立額の決め方は、単に退職金の積み立てがなくなったということではなくて、何らかの根拠があって、例えば、税金の徴収額の何パーセントを積み立てるとかという国からのルールがあるのではないか。

赤字団体への転落を避けるためにこういう会議をしているが、財政調整基金の積み立てが今マイナスになろうとしている。それを何と何をどう抑えて、改善していったらいいのか。この間から市役所の管理職の方が率先して税金の徴収に走っていらっしゃる。おそらくこれが、それにつながっていくだろうと私は理解している。

もう少し、はっきりした明確な基準というものがあるはず。

そうでないと国が将来、赤字団体になった、市や町村についてどういう手段を使うか。

これは、地方分権で、地方に権限を与えれば、責任も必ず地方がとることになるわけだから、米子市でも、そういうことを覚悟してもらわなければいけない。

それほどのものを皆さんが、持っておられるかどうかかわからないが、そうした状況をふまえて、財政調整基金の現状が、もう既にいくらぐらいになっているのか、それがいつ頃から回復に向かうのかというのを含めて質問する。

勝水財政課長 まず地方債の残高ですが、平成16年度の普通会計、いわゆる一般会計と一部の特別会計を加えた普通会計の地方債残高は、16年度末が768億1千5百万円。

その中で、税金で返していくのはいくらかということだが、基本的に地方債については、どの部分を税金で賄い、どの部分を他の財源で賄うかということは出していない。基本的に一般市費で返済していくという考え方である。

2点目の財政調整基金の状況については、16年度末の現在高は4億2千6百万円です。17年度末の見込みとですが、現在決算見込みをだしており、既に17年度当初予算の段階で基金を1億円崩すという予定にしており、差し引き3億2千6百万円の現在高になるのではないかと推測している。

それから積み立ての基本的考えというご質問について、基本的に財政調整基金への積み立ては、毎年の剰余金の半額を積み立てるという目安があるが、近年いろいろな状況があり、積み立てされていないという実態にある。

今後の見込みですが、現在、借金が年々、増えてきており、退職者のピークが近づくと

ということがあるので、そのあたりをにらんで、計画的な積み立てをしていく必要があろうと考えている。

中村委員 ふるさと創生1億円事業というのは、今どれくらいの基金が残っているかお聞きしたい。

また、青少年海外派遣事業は、なかなか米子から海外に研修に行くというのは難しいと思われるので個人的には残していただけたらと思う。

文化奨励事業は、団体と個人に30万円と10万円を支払われている事業ではないかと思うが、賞状と盾ということではなくて、金額が少なくなっても、かかわっている人たちが多少なりとも意義をもってできるような環境を残していただけたらと思っている。

勝水財政課長 本市は、ふるさとづくり基金という名称で積み立てを行っており、17年度末残高は、9,130万円です。

山本市民参画課長 青少年海外派遣事業については、この実施計画では17年度をもって廃止を検討すると記載している。これは1億円の基金の果実、利息を使って続けてきたが平成13年度くらいから低金利時代に入り、果実が出なくなり、基金に食い込んで食いつぶしてきた。この事業の創設の目的が基金の果実を使って行うということであり、17年度をもって廃止という考え方です。

足立教育長 文化奨励賞については、30万円と10万円と、先ほどいわれましたが、仕事、作品をきちんと評価するということで、お金という面では、やはり財政のことを考えて17年度をもって廃止するという考えです。

中村委員 現在残っている9130万円はどういう形になるのか。これは、たぶん、竹下内閣のときの、ふるさと創生基金を使われていると思うが、地元の活性化とか、いろいろな教育とか育成のために使われていて、いい内容だと思うので、できれば、底がつきるまで使っていただいてもいいのではないかと思います。

田村委員長 基金について、どのようにするかについて決まっている方針があれば回答してください。

矢倉企画部長 基金は、有効な使途を別途考えていきたい。基金は残していきたい。

中村委員 これよりもっと有効な使途ということですか。

矢倉企画部長 1億円の果実を使うということで始めたものですから、果実がなくなったということだと、では本来どうするのかという話になるので、別途、使途を考えて、有効に使いたい。

田村委員長 それに対して中村委員さんは、この事業は有効だと考えるので、現在の事業を続けたらどうかということですね。

中村委員 例えば文化奨励賞のほうも、金額を、10分の1でもかまわないので、多少なりとも奨励金として出したほうがいい。そのほうが、賞状と盾といった同じようなものをもらうよりは、取組まれる方にとっても励みになると思う。

矢倉企画部長 いろいろ使途を考えて、それがベストということになれば、あらためて

再開ということもありえるかもしれませんが、当初、この事業を始めるときにそういう想定でいたものですから、とりあえず、いったん。

中村委員 想定を変えるようお願いしたい。

住田委員 定員適正化計画の策定実施で、平成22年4月1日までの5年間に54人以上の人員を削減ということですが、この間の定年退職者と新規採用職員の計画は既にたっているか。

亀井職員課長 5年間の退職予定者数は66名です。現在採用を予定しているのが5年間で12名。差し引き54名の減員ということを予期している。

住田委員 事務事業評価をされているが、その結果をきちんとふまえたうえでの数か。

亀井職員課長 事務事業評価も、もちろんあるし、今後予定している現業部門の職員、いわゆる技能労務職員の一般事務職への転換ということも来年度以降考えており、それも考えて、採用を10人程度に抑えるという考えです。

(休憩 午後3時～午後3時10分)

再開後、冒頭で資料4-1-エの質問に対する未回答部分を回答した(この議事概要の5ページから6ページにかけて掲載済み)。その後、休憩前に引き続き、資料4-2-イをもとに、あらためて項目順に質疑を行った。

実施項目1 行政評価制度による監視機能の充実 ~ 実施項目2-(1) 事務事業の縮小廃止

山本委員 実施計画は各課からだされているが、その中で、農政課のようにいろんな補助金を一括であげているところもあれば、他の課では個々の事業があがっているものもあり統一したものになってない。

また、財政課から、全部にかかると思われる法令外負担金補助金の整理合理化、あるいは補助制度の終期設定ということがでていいる。要するにゼロベースから見直すということとサンセット方式、何年間で終わるといいうことが出ていいるが、これが、個々の事業にどういいうぐあいに反映されているのか。こいいう書き方ではわかりにくいのではないか。

それから、事務事業評価の概要について、前回資料をいただき、概略の流れはそれでわかった。それで、米子市のホームページで公表されている平成16年度の事務事業評価は290本。その中で事業の廃止は、6%弱でほとんどは現状維持。中には効率化改善をつけて継続といいうものもある。

こいいう事務事業評価をして、次の年度の予算に跳ね返っていくといいうことになるが、その中で例え、わずかな補助金に同額に近い人件費をかけていいる例や、制度を作っても、結果的に申請数が少なく、実績も少ない、それに数百万円を出すケースがある。

それから、数百万円の補助金、昭和27年から50年以上も継続していいる。法律がかわらない限りやめられないといいう表現もある。こいいうたよいうなこと。

それから事務事業評価表を見ると、こいこ数年間の活動実績の記載がない。ないにもかかわらず数千万円の補助金が出ていいる例がある。これは、私、誤解があるかもしれないが、こいこまま次の予算を編成されるといいうのは、こいこいいたい事務事業評価はどのよいように見ていいるのか。

こいこは、財政課のところに書いてあるよいように、やはりゼロベースから見直す。そして、

時限をきめて、そこでもう一度見直す、そういうシビアな姿勢が必要ではないか。

ずばり、事務事業評価制度についての疑問点と、各課の計画についての財政課からだされていることがどの程度反映されるのかといった、意見と疑問点。

それとホームページでは、非常に細かい資料がでているが、おそらく、ホームページを見る人が何人いるのかと。全然、見たくとも分からない人がいるかもしれない。そういう面も含めていわゆる情報公開という点も、もっともっと更に工夫されたほうがいいのではないかと思う。

宇田行政改革推進室長補佐 まず、実施計画の項目の挙げ方が統一性がなくて、バラバラではないかと、特に財政課の法令外負担金補助金などこれらのことは、他の農政課その他の補助金や事業にかかってくるのかという質問については、財政課のほうで書いている補助金負担金の見直しについては、全ての補助金負担金にかかってくると考えている。

妹沢企画課長 事務事業評価自体の目的は、一つ一つの事業の投資的な効果やサービスによってどういった成果があったかとか、より少ない金額でよりよいサービスをするとか、いろんな目的がある。内容によっては、投資額が大きい場合にもやらなければならないものもあり、一つ一つ事情が違ってくる。

事務事業評価の制度の概要については、前回、配布した資料で、ある程度のご理解はいただけたと思いますが、今後、一つ一つの細かい事務事業ではなく、施策評価という形で、本来の施策に対する効果を、住民に評価をいただいたなかで、効果等について市民の意見をいただきたいと思っている。

現在の事務事業評価は、今やっている事業を見直すという視点でやっているが、そういった今回の事務事業評価の制度の反省もふまえて、今後、政策施策評価にとりこんでいきたい。

山本委員 私も、個々のものをいちいちここであげたらうつもりは毛頭ないが、しかし、わかりにくいこともあるので、ずばり言うと、断っておきますが、私、この事業は意味がないというわけではないが、例えば隣保館事業については実績がないです。実績がないから、どうして次の年度に同じような補助金がつくのか、という疑問がある。そういった例がまだまだある。

ただ、漠然と、非常に高い経費をかけて事務事業をやって、それをまた、市が関与しなくてはならないとか、いろいろな理由はあるでしょうが、それで、また次の年も延々と事業を続けていくという姿勢は、現在の非常に窮屈な財源だから、本年度あたり、市民にとっては、たとえば定率減税は廃止される、来年はゼロになる。あるいは高齢者の控除がへらされると、市は何千万円かの増収はあるかもしれないが、実際に住民の税を払うほうとしては、透明な、単に既得権ということではなく、非常にシビアにみていくと。そのために事務事業評価があるなら大いに活用していかなくてはいけないし、それとはまた別に、なんか他の理由でやっていくというなら、それはそれで、はっきり説明責任がいると思う。

田村委員長 意見ということでもいいですか。

山本委員 はい。

大下委員 整理番号2-(1)-(3)の の要保護・準要保護児童生徒就学援助事業の見直しについてですが、削減前提の見直しだと思うが、現在の認定基準、保護準要保護の児童生徒数、実際にかかる費用が分かれば教えてほしい。

足立教育長 生活保護世帯の所得の基準の1.3倍を現在の認定基準にしている。対象

者数は、全体の児童生徒数 1 万 3 千 5 百人の約 1 5 % 前後となっている。費用については、今、資料をもってきていない。

大下委員 年々増えているのではないか。それで予算がたりないので、認定基準を変更するということが。

足立教育長 確かに、人数は少しずつふえている。以前は 1 3 % 程度だったが、今は 1 5 % 程度になった。そのために認定基準を見直しするということもあるが、鳥取市と比べても米子市基準が高いということもある。鳥取市の基準は、生活保護家庭の基準の 1 . 0 くらいではなかったかと思う。

大下委員 全体の費用が多くなるから 1 家庭に対しての援助が減るのは子供たちにとってはかわいそうというか、今までどおりの援助を続けていただきたいと思う。

予算の削減ばかりが行財政改革ではないと思う。特に、子供たちに対して、もう少し暖かい目を、できるだけ、せめて現状の対策を続けていただきたい。

田村委員長 市として回答いただくことがありますか。ないようでしたら、ご意見があったということで、検討していただければと思います。

後藤委員 行政評価関係にからめて質問しますが、行政相談の関係ですが、国の機関であれば、鳥取であれば鳥取市に行政評価事務所があり、国の各機関の行政に対する苦情の処理等をしているが、米子市の行政にかかわる行政相談の窓口は、どの程度活用されているのか。

山本市民参画課長 行政相談については、国の行政評価事務所が米子でも行っており、概ね月に 1 回行っているが、実績の数字はもちあわせていない。

後藤委員 米子市の管理下にある各行政部門についても、行政評価事務所が評価したり相談を受けたりするということが。

山本市民参画課長 行政相談という形で、国・県・市の行政の苦情や、どこに行けばいいかといった相談を相談員が受けて、必要であれば、該当する役所にも問合せしたりすることはある。

後藤委員 私が言いたいのは、行政相談員ではなくて、国の行政評価事務所であれば、その職員が、各行政機関ごとの間で調整をとるべきことや、国民からの苦情などを、ほとんど斡旋、調停に近い形で入って行って、解決をするという機能を果たしているかということです。そのような機能が、米子市の中にあるかどうか。

山本市民参画課長 質問の趣旨は、そのような機能が米子市内にあるかということなのか、米子市役所内にあるかということなのか。

後藤委員 米子市役所内にあるということならそれでもいいし、総務省が米子市の機能のことまで入ってこられるということであればそれでいい。

山本市民参画課長 行政評価事務所が、どこまで入ってこられるかについては把握していないので、確認して返事します。米子市には独自のものは無い。

後藤委員 私の記憶では、おそらく総務省の行政評価事務所は、調停・斡旋を行ううえでは、地方公共団体の行政には立ち入ることは出来ないことになっているはず。

こういう機能が、米子市ぐらいの規模の市であれば、あって然るべきと考えている。

年に数件、うちの事務所に話があるが、行政にかかわる職員や行政から委託を受けている団体職員が、行政活動の一環として、例えば市民との交渉する中で、つい先日あったケースでは、自分の副業で行っている連鎖販売取引を、職務の途中でもちかけるというケースがあり、こういうケースが年に数件みられる。他のケースを考えるともっとあるんじゃないかと思う。

これに対して、国の場合には、行政評価事務所があるので、そこに持ち込めば、いままで全部解決しているが、市内にそういうことが発生したときに斡旋調停する機関がないのかどうかということで質問させていただいた。

実施項目 2 - (2) 事務事業の民間移管 ~ 実施項目 3 事務事業の民間委託

米澤委員 2 - (2) - (1)民間移管のところについて、市役所へのお願いをしたい。

現状の事務事業の取組みから民間委託が非常に活発に米子市でも進んでいると思う。それは、結構なことと思うが、お願いというのは、人員や経費の問題で、自治体がやると非効率で経費がかかるということから、民間委託がはじまってきている。

しかし、そこで考えていただきたいのは、民間で、それだけの規模でできるものが、なぜ市役所でできないのかということのをこれからは考えていただいて、その取組みが、今回の市役所の行政改革のテーマだと、私は考えている。

ただ、単に費用が安いから民間がいいんだということでもめないで、どうして、自分たちの行政というものが、そういうレベルに近づけないのか。そういう発想が、今回の行政改革の発想です。

どうか、立場を一步変えて、全てのものをみて取組んでいただくようお願いしたい。

それから、もう一点、行政改革で民間委託する場合の行政の姿勢ということで、お願いしたが、財政上の理由から民間委託するのが行政改革だという印象を与えるようなやり方をしていくと、市民は十分な理解をしないと思う。

これから言うのは、どのように市民に対して説明したらいいかの留意点といった観点からの説明です。

行政改革をわかりやすく、市民に理解が得られるように説明するというのは、当然のことですが、市民にとっては、今も議論が出ているようにわかりにくいところが多い。

それで、まず、このように、米子市の財政が悪化していることを明らかにしていくと同時に、市民に対してそれを理解していけるような説明を一番にさせていただく。これが非常に大事。

それから、市役所のあり方として、いったい自分たち市役所としては何をやるのか、ということが先に来ないと市民の皆さんの協力が必要だということが、非常に分かりにくい説明になる。

まず自治体としてはこういうことをやるから、市民の皆さんも分かってほしい。協力してほしい。そういう説明をしてほしい。

私も、10月に市長さんの説明会に出て、第一回目でしたから、感じた。

それは、非常に大きな反発がでると思いますが、それはあたりまえのこと。

だけど、批判が出ることを受け止めていただき、それを避けないようにしていただきたい。

批判を受け止めていただき、住民にいろいろな説明をして理解を得るといふ、ねばり。そういったものが、最終的には米子市が自治体として、市民から信頼を得ることになる。

だから、ちょっと、これは公開しにくいといったことを隠しながらやっていくのではな

く、悪いことでもいい、とにかくオープンにして、そこからスタートしていくという、何もこわいことはないので、開き直っていくということで、それが情報公開の社会だから。そう言い切るしかない。

市民も、これからよく勉強して、そういう社会になったということを勉強して、また、市民に勉強してもらうためにも、市役所は大いに情報公開して、そういう点を話し合うということを何百回もするとか、もちろん、その前には、自治体の皆さんの意識改革も必要になってくる。

そういうことを前提として、市政をお願いしたい。というのが私の意見です。

田村委員長 民間移管、民間委託について、ご意見がありましたので、留意していただければと思います。

実施項目 4 定員管理及び組織機構改革 ~ 実施項目 7 電子市役所の推進

米澤委員 退職金についての質問です。現在の退職金の月数は何ヶ月でしょうか。できれば、国の月数もお願いします。それから米子市職員の昇給ストップはあるのか。何歳まで、昇給は続くのか。

田村委員長 どの項目についての質問ですか。

米澤委員 4 - (1) - (2)の早期退職特例措置の導入のところになります。

田村委員長 分かりました。質問をとめたかもしれませんが、ほかにありますか。

米澤委員 勤続加算とか役職加算が、退職金に加算されるという特別の規程があるのかどうかお聞きしたい。

亀井職員課長 退職金について、今、資料はもってきていないが、勤続35年の最高のところで60ヶ月程度と記憶している。それから、職員加算とか勤続加算というお尋ねがあったが、現在の制度は、退職時の給与月額に勤続年数に対応した数字を掛けるという制度です。総務省の制度改革があり、退職前の60ヶ月の職務級のランク、つまり課長でやめるとか係長でやめるとかによって差をつける制度に変えられていますので、今、職員組合と協議中です。

田村委員長 その辺は資料を出していただけるということですか。

亀井職員課長 次回に提出します。

岩坂委員 5 - (1) - (3)の米子ゴルフ場についてですが、これも民間移管で中部のほうの会社が受けられるようになったということで、福祉事業団の職員も全部雇用することで決まっているが、賃金とか臨時職員という対応では困るということで、市長さんが、見直しをお願いするということを新聞紙面でみた。

今まで赤字になっていた主な原因が、財務諸表などを見ると、特に人件費にあり、絶対に人件費に手をつけなければ建て直しはできない。

行政改革で、民間に移管した場合に、そのあたりは開き直って、委託先にお任せするというのでいいのではないか。

そういったことは、立場上、難しいのか。

勝水財政課長 ゴルフ場のあらたな経営者ということで、実は、昨日、チュウブの社長にきていただいて、市長のほうから、先般の議会の特別委員会の雇用の条件の要望という案件について協議した。

これから、半公営という形ではなくて、民間に移行するわけで、ある程度の給与水準とか、雇用の形態というのは大きく変わってくるという認識はしている。

ただ、現場の職員にとってみれば、今までの雇用の条件からすると大きな開きがあるというなかで、なかなか理解が得られていない実態です。

今後、チュウブ側の雇用の再提案を作ることになっているので、再度、市長自ら出向いて、理解を得られるよう、進めていきたい。

岩坂委員 わかりました。しかし、終わってみると、いままで、人件費が、民間でいただいている給料より、あきらかに、かなり高くいただいていると思います。

だから、大きく下がるというのは民間に委託した時点で、事業団のかたは、覚悟しておられるはずではないかと。

そこのところが、やはり、その甘さというのが、すべての面で、財政圧迫のもとになっているという気がするので、頑張ってください。

住田委員 私もゴルフ場の選定委員のひとりですが、今、岩坂さんが言われる考え方も行政改革としての考え方としてあると思いますが、ゴルフ場の経営というのは、本当に難しい経営であり、今までの福祉事業団のそのままの給料で雇っていくことは難しいと思う。

ただ、安心して働ける、そういう条件で少なくともみるということを作っていくということは考えてあげないといけない部分ということで、私も申し上げた。

ですから給与が下がるとかいう問題じゃなくて、福祉事業団の職員が安心して働けるような条件を提示するところに、決めていくべきじゃないかと私は考えている。

田村委員長 ゴルフ場については、このような経過があって、ご意見があったということですので、それをふまえていただければと思います。

山本委員 8 - (1)、給与体系と特殊勤務手当の二つについてですが、現在の給与体系は、年功分と成績分と、どういう比率ですか。あるいは年功だけですか。

それと、もう一つ、民間では、いいか悪いかは意見は分かれるが、だいたい55歳以上から、ある程度、賃金カーブが、だいたい55歳で定期昇給の昇給ストップというケースが多いですが、市の場合、どうでしょうか。

それと、特殊勤務手当についてはよくわかるのですが、ほかの手当ては、かなりあるのか。

田村委員長 8の項目に入ってまいりましたが、その前に7までのところで何かありますか。

後藤委員 7 - (0) - (4)の電子入札が、実施が平成21年度の翌年度となっているが、もう少し早くできないか。いろいろと効果もあると思うので、お願いしたい。

中村委員 私も、全く同じ意見です。

宇田行政改革推進室長補佐 この項目は、以前の行政改革の際も項目にあがっていたのですが、電子入札システムは、国や都道府県、大都市を中心に作ったコアシステムというのと横須賀市が作った別のシステムがある。

米子市としては、建設業者が二つのシステムがあると困るということから、やはり、県

の導入したシステムと同じものにしていこうという方向にある。

それで、一応、県のほうで、市町村に共同運用をよびかけるといふ当初の予定だったと思いますが、現在、そういう呼びかけはきていない。

建設関係の入札については、市内優先ということですが、入札件数が非常に減っています。電子入札システムを入れるということは、入札制度を大きく変えていくということに伴わなければ、単に通常の入札が電子化されたに終わってしまいますので、そのあたりのところを含めて、他の制度改革の様子をみながら導入していくというのが、担当課の考えのようだ。

宇田行政改革推進室長補佐 少し補足しますと、米子市の場合、横須賀市が電子入札を導入する前に行ってた郵便による希望型入札を行っており、ある意味、対象は市内業者だけですけれども、やり方は電子入札を手作業でやっているような形になっている。

中村委員 今の郵便入札は、落札率は、そんなに落ちていないのではないかと。一時期はさがりましたが、最終的には、またあがってきているので、電子入札で効果があるということであれば、早めに導入していただいたほうがいいのではないかと。と思う。

田村委員長 書いてあるのは、21年度の翌年ということですが、できれば早くしていただきたいということです。

後藤委員 これは、いっせい切り替えか。

宇田行政改革推進室長補佐 21年度としているが、条件が整えば、それ以前に行う。今、はっきりといつ導入するということがいいにくい状況であり、そのために後ろのほうになっている。できる状況がくれば、やっていく。

後藤委員 もし、よろしければ、どういう点で悩んでいるのか、技術的要因なのか。今後のロードマップがあればいただきたい。

宇田行政改革推進室長補佐 費用対効果も考えている、ということです。ロードマップについては、担当課と相談する。

実施項目 8 人件費の適正化

亀井職員課長 さきほど、山本委員から給与体系の質問があり、その件についてお答えします。実態としては、給与体系は、年功による体系になっていると認識しています。

それで、今年度の人事院勧告によって、これから職務職責に応じた、いわゆる成績に基づく給与体系に変えていくということで、給料表のほうも見直され、さらにこれが人事評価に基づいた成績による給与体系に変えていくべきだということで、この点についても、現在、職員組合に協議している。

それから、特殊勤務手当の関係で質問がありましたが、特殊勤務手当の見直しについては、12月議会に議決いただき、18年1月から実施している。ほかの手当ての種類として、どういうものがあるかということですが、一般的なものとして扶養手当、住居手当、通勤手当などがある。

山本委員 勤勉手当というのはないですか。

亀井職員課長 いわゆるボーナスの部分で期末勤勉手当が、6月と12月にあります。

山本委員 それは、ボーナスではないのか。

亀井職員課長 公務員では、期末手当と勤勉手当と言っている。

山本委員 勤勉手当というのは、どういうふうに決まるのか。

亀井職員課長 実態としては、病気で休んだとか、実際の勤務実態で欠勤状態がある場合に減額するという現在の運用であり、今後は、人事評価と結びついた形で検討するということです。

山本委員 民間では、きちんと出てあたりまえであり、出て勤勉というのは、ちょっと変なので、十分に検討していただきたい。

岩坂委員 8 - (1) - (1)の給与体系の年功重視型から成績重視型への転換ですが、人事院がどのように言っているか分からないが、課長・部長など管理職の評価はされるのか。

亀井職員課長 そういった点を含めて、今後、検討していきたいと考えている。

岩坂委員 具体的には。

亀井職員課長 他団体においては、相互の評価ということも取り入れたりしているので、それも参考にしながらと考えていきたいと思う。

米澤委員 前回は質問したが地方自治体の人件費は、国家公務員の給料以上には出たはならないという一つの原則があるようだが、昇給短縮があるという話があった。これも3短(注)なのか6短(注)なのか、3ヶ月に一回、あるいは6カ月に一回か、そういう内容とか、それから運用昇短というのか、いっせい昇短というのか、そこらへんをお聞きしたい。

また、ワタリというのがありますよね。3等級、4等級、5等級、全ての等級についての完全な通しのワタリなのか。あるいは、何クラスかだけのワタリになっているのかお聞きしたい。

申し上げたいことは、自治省の法律で、これは違反行為であると昭和50年代から通達が出ており、それを既に改正しているところもあるが、なかなか出来ていないところもなんです。なぜ、それがいまだに続いてきたかということ、もしご回答いただければ、現状認識になると思う。

注釈 3短とは、昇給月の3ヶ月短縮のことで、6短とは、昇給月の6ヶ月短縮のことをいいます。

亀井職員課長 最初に国家公務員との比較の話ですが、前回はでていましたが、比較の目安としては、一般行政職を比較したラスパイレス指数というものがあり、米子市の場合、4月時点でカットが中断していた関係で100.7という数字です。実質的には7月からカットしているので、前年並みの97.7程度にはなっているのではないかと認識している。

それから、昇給短縮についてですが、実際、国家公務員どおりの運用をしていけば、100なら100という数値でいくわけですが、若干でも上回っているということは、その間で昇給短縮を実施しているということで、過去の組合との合意事項があり、何等級の何

号のところに、先ほどいわれた3ヶ月短縮といった箇所があるために、そういう形になっている。

それからワタリといわれましたが、それが、正しい表現かどうかわかりませんが、国ですと、それぞれ何級、何級というのが、きちんと、ここは、係長の職であると、次は課長補佐の職であると決まっていますが、米子市の場合は、一定の一つの級に、例えば主任もいれば、係長もいるという幅がある職務表の決め方、それで、次の部分のクラスでは、係長と課長補佐がいるという形で、複数の職がある関係で、次の等級に、逆に言うと、国より1級上ということができるといことで、次の昇格ラインが決まっているのでそれを俗にワタリといっているのかもしれませんが、そういう形で運用しているのが実態です。

先ほどももうしあげましたが、17年度の人事院勧告で、新しい格付けの給料表が提案されていますので、それに沿った形で、正しい運用にしていきたい。

米澤委員 少し言い方が悪かったかもしれませんが、やはりこれは、法律の趣旨に違反しているということで、やはり組合にも、なぜそういうことを既得権として、お互いに、赤信号をわたれば怖くないということなのかどうわからないが、その辺は、是非、明確にしていきたい。

それから、今や、一刻を争っているわけですから、この新しい制度への移行までの間、賃金を凍結するとか、カットするとか、踏み込んだ話し合いをもたれるべきじゃないかという気がする。

亀井職員課長 その辺もふくめて、事務的に折衝しているところです。

中村委員 特殊勤務手当と一般の手当ての一覧表と金額をみせていただきたい。

亀井職員課長 次回、資料として提出する。

赤井委員 私が話をするとどうしても既得権を守る形というふうに思われるかもしれませんが、決してそういう思いはありません。組合のほうにもやかましく言っていきたいと思う。

今、非典型労働者(注)とかパートの人たちが非常に多いという状況の中で、市役所は、外からみれば、めぐまれた所だ、ということだと思う。

昨年、賃金のカットがあったときに、緊急避難措置だと、1年間、それがまた、またがって18年3月までだということだが、これからも、そういったことが出てくるおそれがあるから、どれくらい赤字が少なくなるまで、賃金カットするのか。

いまさらということもないと思うわけですが、赤字の原因は職員の働きがわるかったから今の危機的状況になったということなら理解しますが、何か財政が厳しいということで、とれるところからとっていけと、カットできるところからカットしていけと。

このことが、逆に地方の経済に、役所が賃金カットされるんだから、うちの会社も当然カットしてあたりまえだと、そういった所に結びついて、米子市全体の活性化もなくなってくる。

あとの項目のところに、職場の活性化をめざすという文言がありますが、賃金は削られるし、行革で職員も相当頑張らなければいけない。頑張らなければいけないということは、私もっております。市長以下、目の色が変わらなければ、市民の目は厳しい、税金を払っているのだから、ということだから。一律に、そこらへんのことをストレートに職員のところに結び付けていくというについては、職員組合との話し合いの中で、その結果で、進んでいっていただきたいと思う。

注釈 非典型労働者とは、派遣労働者・パート労働者などの雇用形態の労働者のことで

す。

田村委員長 当初の予定時間に近づいたので、本日は、ここまでにさせていただきたい。8の項目まで、本日、行ったということにして、次回は9の項目以下についてということですが、かなりの分量があるため、時間は3時間程度とっていただいて、あらかじめ質問を事務局に投げかけてもらいたい。

というのは、数値目標を入れた実施計画も次回でできますが、当初、5回でこの委員会を一応終わりにしようという予定であり、事務局としても予定どおりにしたいということですので、そういうふうさせていただきたい。

議事2 その他

事務局、各委員とも、案件はありませんでした。

その他

次回委員会の日程確認

8 次回日程

第5回米子市行政改革推進委員会

平成18年2月28日(火) 午後2時～午後5時 市役所401会議室